

# 佐倉市青色回転灯装備車維持管理費補助金について

## 1. 制度の目的

自主防犯パトロール団体等が使用する青色回転灯装備車の維持管理に要する経費に対し、佐倉市青色回転灯装備車維持管理費補助金を交付することにより、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とするものです。

## 2. 制度の概要

### 補助の対象団体

○千葉県警察本部長から、青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明の交付を受け、かつ、佐倉市内を活動範囲とする団体。  
ただし、以下の(1)、(2)に該当する団体を除きます。

- (1) 当該年度において、他の者から防犯活動を受託する対価として金銭を取得した団体
- (2) 当該年度において、他の者から青色防犯活動について、補助及び助成金等の交付を受けた団体

### 補助対象となる車両

補助対象となる車両は、次の①～④すべてに該当する車両です。

- ① 青色回転灯装備車であること。
- ② 千葉県警察本部長から青色防犯パトロールを実施することができる団体である旨の証明書に記載された青色防犯パトロール車であること。
- ③ 佐倉市全域又は一部の区域をパトロール実施地域とした青色防犯パトロール車であること。
- ④ 当該車両の自動車検査証に自主防犯活動用車両である旨が記載されていること。

## 補助対象経費

当該年度中に支払った以下の経費が補助対象となります。

	経費の区分	内容等
1	装備品費	<ul style="list-style-type: none"><li>青色回転灯（パトランプ）の購入費</li><li>車載用拡声器の購入費</li></ul>
2	手数料	<ul style="list-style-type: none"><li>装備した拡声器を使用するための道路使用許可申請手数料</li></ul>

## 補助額

○補助対象車両1台ごとの対象経費の合計額。ただし、車両1台につき、5,000円が上限。

## 3. 補助金の交付における注意事項

- 年度途中において当該車両又は青色防犯パトロールの全部または一部を廃止した場合は、速やかに市長へ報告すること。
- その他市長が必要と認める条件

## 4. 補助金の申請手続きについて

### ① 交付申請書の提出

#### 【提出していただく書類】

- ① 様式第1号「青色防犯灯パトロール車維持管理費補助金交付申請書」
- ② 青色防犯灯パトロール実施計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 適格証明書の写し
- ⑤ 青色回転灯装備車の自動車検査証の写し
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

#### 【提出方法】

持参又は郵送

#### 【提出先】

佐倉市危機管理部危機管理課

### ② 交付の決定について

○市から「補助金交付決定通知書」を送付いたします。

○交付決定後に申請内容に変更が生じた場合は、補助事業変更申請の提出が必要となります。変更が生じた場合、危機管理課へお問い合わせください。

### ③ 実績報告の提出

○年度内の活動終了後、実績報告書を作成し、市へ提出してください。

#### 【提出していただく書類】

- ① 様式第4号「補助金実績報告書」
- ② 青色防犯パトロール運行記録表
- ③ 補助対象経費の額を証明する書類（領収書等の写し）
- ④ その他市長が必要と認める書類

#### 【提出方法】

持参又は郵送

#### 【提出先】

佐倉市危機管理部危機管理課

#### ④補助金交付請求書の提出

○「補助金確定通知書」を市から受け取った後、補助金交付請求書を作成し、市へ提出してください。

【様式】 補助金交付請求書（様式第6号）

#### ⑤補助金の受領

○補助金交付請求書に記載された口座へ、市から補助金を入金します。

お問い合わせ先  
危機管理課 防犯・安全安心対策班  
電話 043-484-6161